

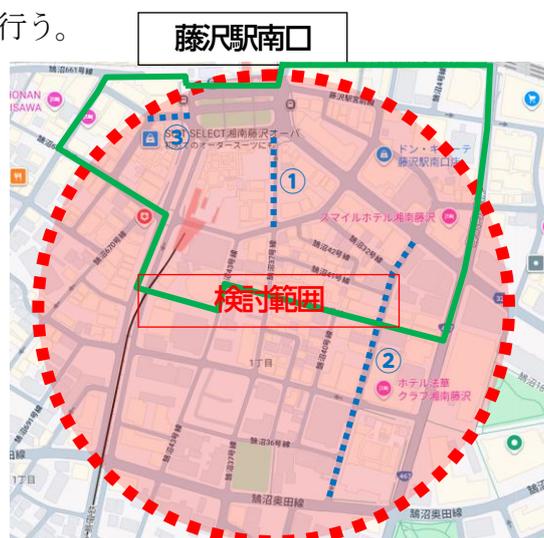
業務内容説明書

1 業務目的

本業務は、藤沢駅南口周辺において、今後の地域のにぎわいの創出や魅力向上に寄与するため、居心地よく歩きたくなるウォーカブルな空間の創出に向けて重要となる市民との合意形成に向け、市民と理解を共有できるVR技術を活用した合意形成ツールの作成を行う。現況と前提条件を整理した上で、路線別の整備イメージを作成し、VR技術を活用して具体的なウォーカブル施策案を検討できるツールを作成する。また、VRを用いた合意形成支援（アンケート実施）を通じて関係者間の理解と協力を促進することにより、今後の地域のにぎわいの創出や魅力の向上に寄与することを目的とする。

2 業務内容

藤沢駅南口周辺の現況と前提条件を整理し、路線別の整備イメージを作成し、VR技術を活用して具体的な施策案を検討する。また、市民との合意形成に向けて、VRを用いたアンケートを実施し、意見聴取を行う。



図：業務検討範囲（Google Mapsより）

(1) 現況及び前提条件の整理

「技術提案書作成要領【提案事項】(1)VRイメージの構築」で示す、提案いただく「VR構築範囲」をもとに委託者と協議のうえ、特にウォーカブル空間の創出において、市民との合意形成が必要と考えられる特徴的な路線を選定する。なお、①市道鵜沼30号線、②市道鵜沼34号線、③市道鵜沼667号線の3路線については、必須とする。

(2) 路線別のVRイメージ作成

(1)の検討の結果、選定された路線に対して、VRイメージを作成する。

- VRイメージ作成にあたっては、令和7年度に構築済みのPLATEAU (LOD1及びLOD2)を活用して、はじめに現況再現を行うものとする。
- VRの作成にあたっては、現況と比較したときに、違和感が少なくなるよう、VR内の建物モデルに実際の建物の高精細なテクスチャを貼り付けたり、植栽やベンチの形状などを実際に配置されているものに近づけるなど、VRを見た市民が現実と比較し

たときに違和感が少なくなるよう工夫を行うこと。またVR空間上において様々なエレメントの移動・新規配置などを可能とする機能を構築すること。なお、本仕様と同等以上であればより合意形成しやすい表現方法への変更も協議によって可能とする。

- VRは将来形のパースや動画を作成するのではなく、市民等との合意形成のため、ワークショップなどでVRアプリケーションを操作しながら、将来形を協議していくためのツールとする。なお、作成したVRは、委託期間を過ぎても、利用可能なものとする。また、操作技術に長けた者でなくても有償・無償問わず作業可能なものが望ましい。
- VRについては、次のような操作ができるものを想定する。
 - ・ 植栽やベンチ、日除け、歩行者、自転車、自動車、オープンカフェ等の様々な「都市のエレメント」やテクスチャーを自由に配置し、操作・比較検討することができる。
 - ・ 道路空間において、歩道幅員調整や舗装変更等を表現できる。
 - ・ 空間内の任意の2点間の距離を測定できる。
 - ・ 視点のルートを任意に設定したアニメーション（自動走行）を外部保存できる。
 - ・ 汎用的なファイル形式の静止画、動画が作成できる。また、作成された静止画、動画は自由に利用し配布することができる。
 - ・ VRの全機能はスタンドアローン（インターネットに接続しない状態）で利用できる。また、Windows環境で利用できる。
 - ・ フリーライセンスであり、VR閲覧可能なパソコンを増やした際に、新たなライセンス費用が発生しない。

(3) VRイメージを用いたアンケートの実施支援

ウォークアブル施策を実施した場合の整備イメージ（VR）を用いて、市民を対象としたWEBアンケートを実施する。アンケートは、藤沢市の公式LINEを用いて周知をするものとし、かながわ電子申請システム上で委託者が作成し、アンケート結果の集計及びまとめについても委託者が行うものとする。

アンケートにあたっては、かながわ電子申請システムのアンケートフォームからVRイメージ動画を掲載したページ（YouTube等）へリンクで飛ばせるようにして、VRイメージについてアンケート回答者からの意見を聴取する。受注者は、このうちVRイメージ動画を掲載したページ（YouTube等）を用意する。

地元との合意形成が図られていない状況でアンケートの実施を行うため、VRイメージ動画は、特定の地区での整備を想起させない表現とする。

(4) 打合せ協議

打合せ協議は作業の進捗に合わせて適宜行うものとするが、本業務の着手時1回、中間時3回、納品時1回の合計5回の打合せ協議を基本とし、管理技術者も同席すること。また、打合せ後、受託者は速やかに協議録を作成し、委託者に提出すること。

(5) 報告書作成

成果として、各検討資料等を報告書として作成する。

3 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 業務委託報告書 2部 (キングファイル閉じ カラー A4サイズ)
- (2) 業務委託報告書、VRデータの電子データ、操作マニュアル 1式 (電子データは、DVD-R等で提出)
- (3) 必要に応じてVRの動作に必要な機器 一式

PC等の機器を納品する場合は、ウイルス対策ソフトをインストールしたうえで納品すること。

なお、成果品の提出にあたっては、最新のウイルスパターンファイルでのウイルスチェックを実行し、DVD-R等のラベルに実行した日時、パターンファイル名を明記すること。(電子データについては、ウイルス検査済証を添付すること。)

成果品の納品場所は、藤沢市都市整備部藤沢駅周辺地区整備担当とする。

以上